

議案第98号

北上市体育施設条例の一部を改正する条例

北上市体育施設条例（平成3年北上市条例第83号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(名称及び位置)				(名称及び位置)			
第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。				第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。			
名称		位置		名称		位置	
[略]				[略]			
北上市民展勝地プール		[略]		北上市民展勝地プール		[略]	
<u>北上市民柔剣道場</u>		<u>北上市幸町1番30号</u>					
北上市民弓道場		<u>北上市幸町1番30号</u>		北上市民弓道場		<u>北上市大通り一丁目3番1号</u>	
<u>北上市勤労者体育センター</u>		<u>北上市幸町1番30号</u>					
北上市民黒沢尻体育館		[略]		北上市民黒沢尻体育館		[略]	
[略]				[略]			
北上市民成田スポーツ交流館		[略]		北上市民成田スポーツ交流館		[略]	
<u>北上市民稲瀬スポーツ交流館</u>				<u>北上市民稲瀬スポーツ交流館</u>		<u>北上市稲瀬町地藏堂12番地8</u>	
北上市民相去体育館		[略]		北上市民相去体育館		[略]	
[略]				[略]			
2 [略]				2 [略]			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
名称	使用期間	使用時間	摘要	名称	使用期間	使用時間	摘要

[略]			
北上市民展勝地プール	[略]		
北上市民柔剣道場	年間	午前 9 時から	
		午後 9 時まで	
北上市民弓道場	[略]		
北上勤労者体育センター	年間	午前 9 時から	
		午後 9 時まで	
北上市民黒沢尻体育館	[略]		
[略]			
北上市民成田スポーツ交流館	[略]		
北上市民相去体育館	[略]		
[略]			

別表第 2 (第 4 条関係)

名称	休館日
北上市民柔剣道場	[略]
北上市民弓道場	
北上勤労者体育センター	
北上市民黒沢尻体育館	
[略]	
北上市民成田スポーツ交流館	

[略]			
北上市民展勝地プール	[略]		
北上市民弓道場	[略]		
北上市民黒沢尻体育館	[略]		
[略]			
北上市民成田スポーツ交流館	[略]		
北上市民稲瀬スポーツ交流館	年間	午前 9 時から	
		午後 9 時まで	
北上市民相去体育館	[略]		
[略]			

別表第 2 (第 4 条関係)

名称	休館日
北上市民弓道場	[略]
北上市民黒沢尻体育館	
[略]	
北上市民成田スポーツ交流館	

北上市民江釣子体育館
[略]
[略]

別表第3（第10条関係）

名称	種別	単位	区分	使用料	摘要
[略]					
北上市民展 勝地プール	[略]				
北上市民柔 剣道場		1時間まで	高校生以下	170	
		ごとに	一般	570	
北上市民弓 道場	[略]				
北上勤労者 体育センタ 二	競技場	1面1時間	高校生以下	170	
		までごとに	一般	570	
北上市民黒 沢尻体育館	[略]				
[略]					
北上市民成 田スポーツ 交流館	[略]				

北上市民稲瀬スポーツ交流館
北上市民江釣子体育館
[略]
[略]

別表第3（第10条関係）

名称	種別	単位	区分	使用料	摘要
[略]					
北上市民展 勝地プール	[略]				
北上市民弓 道場	[略]				
北上市民黒 沢尻体育館	[略]				
[略]					
北上市民成 田スポーツ 交流館	[略]				
北上市民稲	競技	1面1時間	高校生以下	170	

		瀬スポーツ場	までごとに	一般	570
		交流館			
北上市民相 去体育館	[略]	北上市民相 去体育館	[略]		
[略]		[略]			
[略]		[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の北上市体育施設条例（以下「新条例」という。）に規定する北上市民稲瀬スポーツ交流館に係る使用許可は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、この条例による改正前の北上市体育施設条例（以下「旧条例」という。）の規定により北上市民弓道場の指定管理者が行った許可で現にその効力を有するもの又は施行日前に旧条例の規定により指定管理者に対してなされた申請で施行日以後において市長が行うこととなる業務に係るものは、市長が行った許可又は市長に対してなされた申請とみなす。

4 北上市民弓道場に係る新条例第15条の指定管理者の指定についての規定は、令和5年度及び令和6年度は適用しない。

5 北上市民稲瀬スポーツ交流館に係る新条例第15条の指定管理者の指定についての規定は、令和5年度は適用しない。

令和5年3月2日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

北上市民柔剣道場及び北上勤労者体育センターを廃止し、北上市民弓道場を移転するとともに、北上市民稲瀬スポーツ交流館を設置しようとするものである。